

# 第4章 日々の暮らしの基盤づくり

## 第1節

### 生活安定のための施策

#### 1. 利用者本位の生活支援体制の整備

##### (1) 障害者総合支援法の沿革

障害保健福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体に障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人それぞれについて、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正を行ってきた。

2006年4月1日に施行された「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)は、2012年に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)が成立したことで「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下本章では「障害者総合支援法」という。)に改正されている。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法を一部改正する法律」(平成28年法律第65号)の施行後3年を目途とする見直しにより、社会保障審議会障害者部会において、2022年6月に報告書を取りまとめ、本報告書を踏まえ、2022年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号。以下本章では「改正法」という。)が成立した。改正法は、障害のある人の地域生活や就労の支援の強化等を主な内容としており、2024年4月より施行された。

##### (2) 障害者総合支援法の概要

###### ア 障害福祉サービス

###### ① 障害種別によらない一体的なサービス提供

かつての「支援費制度」では、身体に障害のある人、知的障害のある人に対し、障害の種類ごとにサービスが提供されており、精神障害のある人は「支援費制度」の対象外となっていたが、「障害者自立支援法」の施行により、障害の種類によって異なる各種福祉サービスを一元化し、これによって、障害の種類を超えた共通の場で、それぞれの障害特性などを踏まえたサービスを提供することができるようになった。

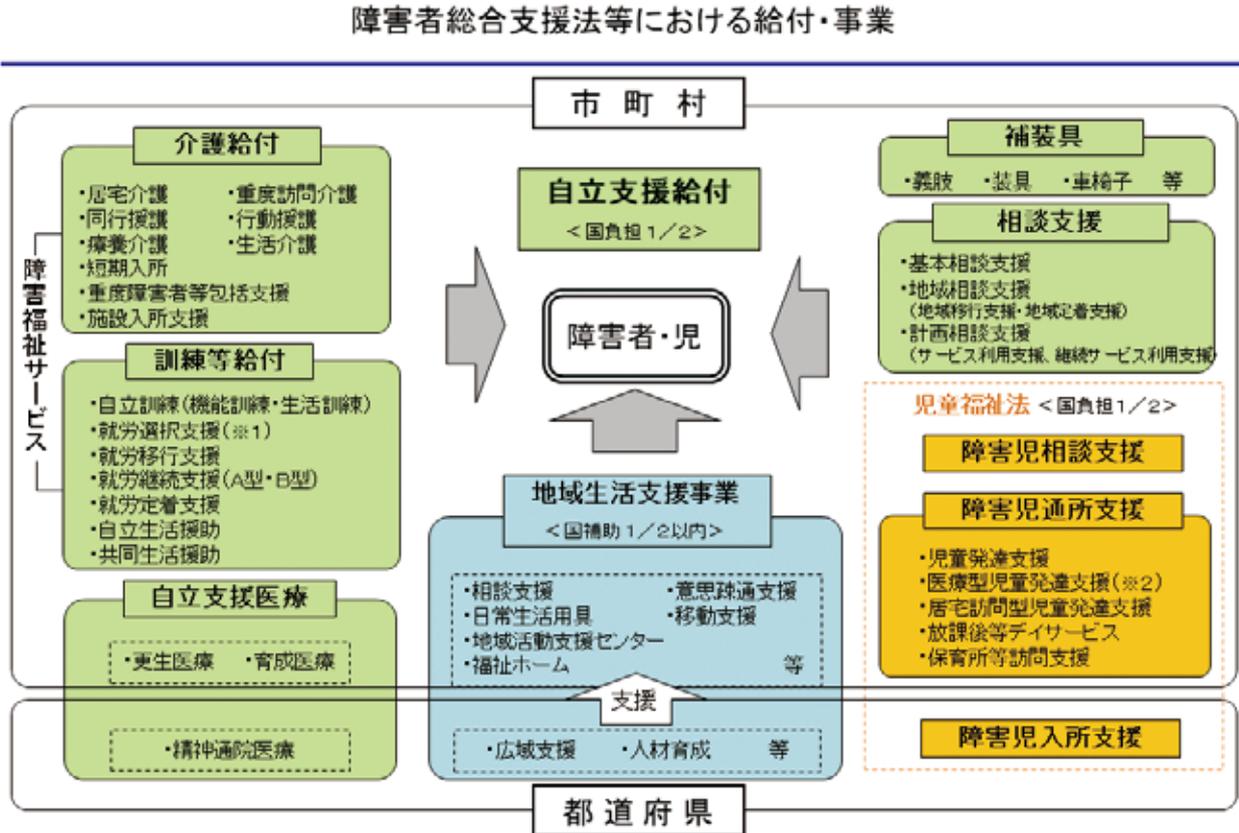
また、2013年4月の「障害者総合支援法」の施行により、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなった。制度の対象となる疾病(難病等)については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた130疾病を対象としていたが、難病医療費助成の対象となる指定難病の検討状況等を踏まえ、順次見直しを行い、2024年4月1日より369疾病を対象としている。

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定(以下本章では「報酬改定」という。)においては、障害種別によって訓練の種類が分かれていた自立訓練(機能訓練、生活訓練)を障害の区別なく利用できる仕組みに改め、利用者の障害特性に応じた訓練を身近な事業所で受けられるようにした。

###### ② 市町村による一元的な実施

「支援費制度」では、精神障害に係る一部のサービスなどの実施主体については、都道府県となっていたが、「障害者自立支援法」施行後は、市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップする仕組みに改め、より利用者に身近な市町村が責任を持って、障害のある人たちにサービスを提供できるようになっている。

■ 図表4-1 障害者総合支援法等における給付・事業



(※1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(2022年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)  
(※2)児童福祉法等の一部を改正する法律(2022年6月15日公布)により、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、2024年4月に障害児発達支援を一元化。

資料：厚生労働省・こども家庭庁

## イ 利用者本位のサービス体系

### ① 地域生活中心のサービス体系

「支援費制度」では、障害種別ごとに複雑な施設・事業体系となっており、また、入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離している状況になっていた。

そこで、「障害者自立支援法」では、障害のある人が地域で暮らすために必要な支援を効果的に提供することができるよう、33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編するとともに、「地域生活支援」、「就労支援」のための事業や重度の障害がある人を対象としたサービスを創設するなど、地域生活中心のサービス体系へと再編した。

また、2010年12月の「障害者自立支援法」の一部改正により、2012年4月1日から、地域移行支援及び地域定着支援を個別給付化し、障害のある人の地域移行を一層推し進めている。

なお、「障害者総合支援法」により、2014年4月1日から、地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人に加えて、保護施設、矯正施設等に入所している障害のある人を地域移行支援の対象とすることとした。また、障害のある人が身近な地域において生活するための様々なニーズに対応する観点から、重度の肢体不自由者に加え、行動障害を有する知的障害のある人又は精神障害のある人を重度訪問介護の対象とすることとした。

### ② 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離

地域生活への移行を進めていくため、「障害者自立支援法」では、24時間同じ施設の中で

過ごすのではなく、障害のある人が、日中活動と居住の支援を自分で組み合わせて利用できるよう、昼のサービス（日中活動支援）と夜のサービス（居住支援）に分け（昼夜分離）、障害のある人が自分の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせて利用できるようにした。

また、この昼夜分離によって、入所施設に入所していない障害のある人も、入所施設が実施する日中活動支援のサービスを利用することができるようになった。

「障害者自立支援法」における日中活動支援については、以下のように再編され、現在の「障害者総合支援法」でも同じ体系をとっている。

- ・療養介護…医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス
- ・生活介護…常に介護を必要とする人に、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
- ・自立訓練…機能訓練と生活訓練とに大別され、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
- ・就労移行支援…一般就労等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
- ・就労継続支援…一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
- ・地域活動支援センター…障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る施設（地域生活支援事業として実施）

### ③ 障害のある人の望む地域生活の支援

2016年の「障害者総合支援法」の一部改正では、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実を図るため、また、就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所から一般就労に移行する障害者数の増加を踏まえ、新たなサービスを創設した（2018年4月施行）。

- ・就労定着支援…一般就労に伴う日常生活及び社会生活上の支援ニーズに対応できるよう、就職先企業・関係機関との連絡調整等の支援を行うサービス
- ・自立生活援助…障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から地域での一人暮らしに移行した人等に対して、本人の意向を尊重した地域生活を支援するために、定期的な居宅訪問等により本人の状況を把握し、必要な情報提供等の支援を行うサービス

また、2022年の「障害者総合支援法」の一部改正では、障害のある人が働きやすい社会を実現するため、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、一人一人の希望や能力に沿ったよりきめ細かい就労支援を提供することが求められていることを踏まえ、新たなサービスを創設することとされた（2025年10月1日施行予定）。

- ・就労選択支援…障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するサービス

加えて、改正法では基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設けた。また、地域生活支援拠点等を「障害者総合支援法」に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設けた（2024年4月施行）。

#### ④ 地域の限られた社会資源を活かす

障害のある人の身近なところにサービスの拠点を増やしていくためには、既存の限られた社会資源を活かし、地域の多様な状況に対応できるようにしていく必要がある。

このため、通所施設の民間の運営主体については、社会福祉法人に限られていたが、これを特定非営利活動法人、医療法人等、社会福祉法人以外の法人でも運営することができるように規制を緩和した。

### ウ 福祉施設で働く障害のある人の一般就労への移行促進等

#### ① 就労支援の強化

障害のある人が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労が可能となるように支援を行い、一般就労が困難である人には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援を行ってきている。

#### ② 工賃・賃金向上のための取組

2012年度からは「工賃向上計画」を策定することにより、工賃向上に向けた取組を進めている。都道府県は、2024年度から2026年度の新たな「工賃向上計画」を策定し、都道府県内の事業所に対し工賃向上のための経営等の支援や関係行政機関、地域の商工団体等の関係者と連携しながら、工賃向上に取り組んでいる。この「工賃向上計画」に基づく支援では、コンサルタントによる企業経営手法の活用や共同受注の促進など、これまでの計画でも比較的效果のあった取組に重点を置いて取り組むとともに、厚生労働省においても、これらの取組に対して予算補助を行っている。

また、個々の事業所においても「工賃向上計画」を作成し、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促し、都道府県の計画では、官公需による発注促進についても、目標値を掲げて取り組んでおり、地域で障害のある人を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上のための取組を積極的に支援するよう協力を依頼している。

さらに「工賃向上計画支援等事業」により、各都道府県への補助を通じて、就労継続支援事業所の利用者の工賃・賃金向上等を図るための取組を実施している。

### エ 支給決定の透明化・明確化

#### ① 障害程度区分の導入と障害支援区分への見直し

「支援費制度」では、支給決定に際して全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）が定められていなかったことから、同じような障害状態にあっても市町村が決定するサービスの種類や量には、地域格差が生じているとの指摘がされていた。このため、「障害者自立支援法」では、支援の必要度を判定する障害程度区分を導入した。

また、知的障害のある人や精神障害のある人等の特性に応じて適切に支援の必要度を判定できるよう、「障害者総合支援法」では障害程度区分を障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改め、2014年4月から施行されている。

#### ② 支給決定に係るプロセスの透明化等

「障害者総合支援法」における介護給付費等の支給決定を行うに当たっては、まず市町村が事前に障害のある人の面接調査を行い、その調査を基に障害支援区分の一次判定が行われ、さらに障害保健福祉の有識者などで構成される審査会での審査（二次判定）を経て、障害支援区分の認定が行われる仕組みなどとなっており、支給決定に係るプロセスの透明化が図られている。

また、この支給決定に係るプロセスは、障害支援区分に加え、障害のある人一人一人の心

身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえて相談支援専門員等が作成したサービス等利用計画案を勘案して、適切な支給決定が行われるようにしている。

## オ 費用をみんなで負担し合う仕組みの強化

### ① 国の費用負担の義務付け

「支援費制度」においては、居宅サービスに関する部分の費用については、国はその費用の一部を予算の範囲内で補助する仕組みとなっていたが、制度を安定的かつ継続的に運営するために、「障害者自立支援法」の施行以降は、国が義務的にその費用の一部を負担する仕組みとした（具体的には、国は費用の2分の1、都道府県は費用の4分の1を義務的に負担。市町村は費用の4分の1を負担。）。これにより、当初の予算の範囲を超えて居宅サービスの利用が急増したとしても、国及び都道府県は義務的に費用の一部負担を行うこととし、障害のある人が安心して制度を利用できるような形となった。

### ② 利用者負担

「障害者自立支援法」の施行以降は、サービスの利用者も含めて皆で制度を支え合うため、国の費用負担の義務付けと併せて、利用者については、所得階層ごとに設定された負担上限月額範囲内で負担することとした。

また、これに加えて、所得の少ない人については、個別減免の仕組みを設けるなど利用者負担の軽減措置を講じた。

施設を利用した場合などにかかる食費・光熱水費などの実費負担については、在宅で生活をしていてもこれらの実費負担は生じるものであることから、施設と在宅の費用負担の均衡を図るために、自己負担とした。ただし、所得の少ない人については、食費に係る実費負担額が食材料費のみの負担となるよう軽減措置を講じた。

その後、2007年4月に行われた特別対策や、2008年7月に行われた緊急措置において、低所得の障害のある人等を中心とした利用者負担の更なる軽減、障害のある子供のいる世帯における軽減対象範囲の拡大、負担上限月額を算定する際の所得段階区分の個人単位を基本とした見直し等の軽減措置を講じた。また、2009年7月より、軽減措置を適用するために設けていた「資産要件」の廃止や、「心身障害者扶養共済給付金」の収入認定からの除外といった更なる軽減措置を講じた。

さらに、2010年4月から低所得（市町村民税非課税）の障害のある人等につき、福祉サービス及び補装具にかかる利用者負担を無料としている。

2010年の「障害者自立支援法」の一部改正では、障害のある人の地域移行を促進するため、障害のある人が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保していくことを目的に、グループホーム等の居住に要する費用を助成する制度を創設した（2011年10月施行）。また、利用者負担について、応能負担を原則とすることを法律上も明確にするとともに、障害福祉サービス等と補装具の利用者負担額を合算し、負担を軽減する仕組みを導入した（2012年4月施行）。

2016年の「障害者総合支援法」の一部改正では、障害福祉サービスを利用してきた人が、65歳に達することにより介護保険サービスに移行することによって利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、一定の要件を満たした高齢障害者については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担（原則1割）をゼロにするという措置を講じた（2018年4月施行）。

## カ 障害福祉計画に基づく計画的なサービス基盤整備の推進

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）では、障害のある人に必

要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号。以下本章では「基本指針」という。）に即して、市町村及び都道府県は、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することになっている。

2023年5月には、2024年度を始期とする「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の策定に係る基本指針について改正を行った。改正の主なポイントは次のとおり。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
  - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
  - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号。以下本章では「精神保健福祉法」という。）の改正等を踏まえた更なる体制整備
  - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
  - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
  - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
  - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
  - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
  - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
  - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
  - ・発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
  - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
  - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
  - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
  - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - ・「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
  - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
  - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
  - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
  - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進

- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
  - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
  - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
  - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
  - ・計画期間の柔軟化
  - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

■ 図表4-2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

## 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

### 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

### 2. 本指針の構成

<p><b>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 基本的理念</li> <li>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方</li> <li>三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</li> <li>四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</li> </ul> <p><b>第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>三 地域生活支援の充実</li> <li>四 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>五 障害児支援の提供体制の整備等</li> <li>六 相談支援体制の充実・強化等</li> <li>七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</li> </ul>	<p><b>第三 計画の作成に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 計画の作成に関する基本的事項</li> <li>二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項</li> <li>三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項</li> <li>四 その他</li> </ul> <p><b>第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害者等に対する虐待の防止</li> <li>二 意思決定支援の促進</li> <li>三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進</li> <li>四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進</li> <li>五 障害を理由とする差別の解消の推進</li> <li>六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実</li> </ul>
--	--

資料：厚生労働省・こども家庭庁

第4章第1節 1. 利用者本位の生活支援体制の整備

／厚生労働省

# TOPICS(トピックス) (10)

## 障害保健福祉施策をめぐる近年の動き

障害保健福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正を行ってきた。

2006年度に「障害者自立支援法」が施行されたことにより、これまで身体障害・知的障害の障害の種類ごとに提供されていたサービス体系について、精神障害のある人を新たにサービス対象として一元化するとともに、障害の種類を超えた共通の制度の下で、個別のニーズに応じたサービス提供等を行うことが可能となった。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が2012年に成立し、2013年より施行された。これにより、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による総合的な支援が可能となるとともに、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなった。

2022年12月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」は、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる内容となっている。

2024年度の報酬改定においては、障害福祉分野の人材確保のため、介護と同水準の処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行った。

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律** (令和4年法律第104号) の概要 (2022年12月10日成立、12月16日公布)

**改正の趣旨**  
障害者等の地域生活や就労の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

**改正の概要**

- 障害者等の地域生活の支援体制の充実** (障害者総合支援法、精神保健福祉法)
  - 障害者が安心して地域生活を営むことができるよう、地域の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を図る地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
  - 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進** (障害者総合支援法、障害者雇用促進法)
  - 就労アシスト(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労支援アシスト」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアシスト制度を参考に職業指導等を実施する。
  - 雇用義務の対象外である従事労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会拡大のため、異雇用率において算定できるようにする。
  - 障害者の雇用状況で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備** (精神保健福祉法)
  - 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
  - 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちなどを踏まえて、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
  - 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、置及発見等を行うこととする。また、従事者による虐待が発見した場合に都道府県等に連絡する仕組みを整備する。
- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化** (難病法、児童福祉法)
  - 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
  - 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、基幹相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備** (障害者総合支援法、児童福祉法、難病法)
  - 障害DB、難病DB及び小児慢性特定疾病DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- その他** (障害者総合支援法、児童福祉法)
  - 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
  - 地方分権推進への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

**施行期日**  
2023年4月1日(第1条)及び5の一部(第5条)の改正は2023年4月1日、3条の一部、5の一部及び6の一部は2023年4月1日、4条及び7の一部は2023年10月1日

資料：厚生労働省

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
参考資料

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：**+1.12%**（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）
  - 今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、**障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ**へと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。
  - 2月6日に報酬改定案のとりまとめ、パブコメを実施した上で、3月下旬に報酬告示の改正、関係通知の発出。原則として令和6年4月1日に施行。
- 障害福祉分野の人材確保のため、**介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行う。**
- **障害者が希望する地域生活の実現**
    - ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
    - ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合に、入所定員を減らした場合を評価するための加算を創設
    - ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 等
  - **多様なニーズに応える専門性・体制の評価**
    - ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
    - ・ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実（生活介護・施設・短期入所等）
    - ・ 児童発達支援センターの機能強化、児童発達支援・放課後等デイサービスの総合的な支援の推進、支援ニーズの高い児や家族への支援の評価充実、インクルージョンの推進 等
  - **支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価**
    - ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間に応じた評価の導入。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける
    - ・ グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても、サービス提供時間に応じた評価を導入
    - ・ 就労継続支援A型における生産活動収支や、就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた評価
    - ・ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長
    - ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） 等
  - **その他**
    - ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
    - ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）を見直し 等

資料：厚生労働省

### (3) 身近な相談支援体制整備の推進

#### ア 障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援

障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援については、「障害者自立支援法」により、2006年10月から、障害種別にかかわらず、事業の実施主体を利用者に身近な市町村に一元化して実施している。また、市町村における相談支援事業の機能を充実・強化するため、2006年10月から住宅入居等支援事業を、2012年4月から基幹相談支援センター等機能強化事業を、それぞれ地域生活支援事業に位置付けている。

また、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することにより、障害のある人や障害のある児童の親が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう支援を行っており、2015年4月からは、支給決定前の全ての障害児者が、障害児支援利用計画案又はサービス等利用計画案を作成することとしている。

さらに、2018年度の報酬改定では、利用状況の適切な把握と適正なサービス量の調整が可能となるよう、実施モニタリング期間の一部を見直してモニタリング頻度を高めたほか、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算（「サービス提供時モニタリング加算」等）を創設している。また、2021年度の報酬改定においては、適切なモニタリング頻度の決定を推進する観点から、利用者の個性も踏まえて、モニタリング頻度の決定を行う旨やモニタリング期間の変更をする際の手続を再度周知している。

広域・専門的な支援や人材育成については、都道府県の地域生活支援事業の中で、都道府県相談支援体制整備事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害児等療育支援事業、相談支援従事者研修事業等を実施し、市町村をバックアップしている。

2024年4月から、「障害者総合支援法」において、市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、新たに地域の相談支援従事者に対する助言・指導や関係機関の連携の緊密化を促進する業務について法律上明記し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ることとしている。

#### イ 都道府県による取組及び市町村区域への対応

都道府県においては、市町村に対する専門的な技術支援、情報提供の役割を担っている更生相談所等が設けられており、それぞれの施設が担う相談支援内容に合わせて、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を配置している。設置状況は、身体障害者更生相談所（2024年4月現在78か所）、知的障害者更生相談所（2024年4月現在88か所）、児童相談所（2024年4月現在234か所）、精神保健福祉センター（2024年4月現在69か所）となっている。

国においては、市町村の区域で生活に関する相談、助言その他の援助を行う民生委員・児童委員を委嘱している。

#### ウ 法務局その他

全国の法務局において、法務局職員及び人権擁護委員が、障害のある人に対する差別、虐待等の人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、インターネットによる人権相談の受付を行っている。加えて、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

保健所、医療機関、教育委員会、特別支援学校、ハローワーク、ボランティア団体等においても、相談支援が行われている。

#### エ 矯正施設入所者等

障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を全国の各都道府県に整備している。同センターは、矯正施設、保護観察所、地域の福祉関係機関等と連携して、社会復帰の支援を行っており、2021年度からは起訴猶予者等への支援も行っている。

また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備、自立した日常生活のための支援等を実施している。

### (4) 権利擁護の推進

#### ア 成年後見制度等

認知症、知的障害又は精神障害などのため判断能力の十分でない人を保護し支援するための成年後見制度について、パンフレットの配布や法務省ホームページ上のQ&A掲載など、制度周知のための活動を行っている。また、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人であり、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部について補助を行うため、成年後見制度利用支援事業を実施しており、2012年度から市町村地域生活支援

事業の必須事業に位置付けている。

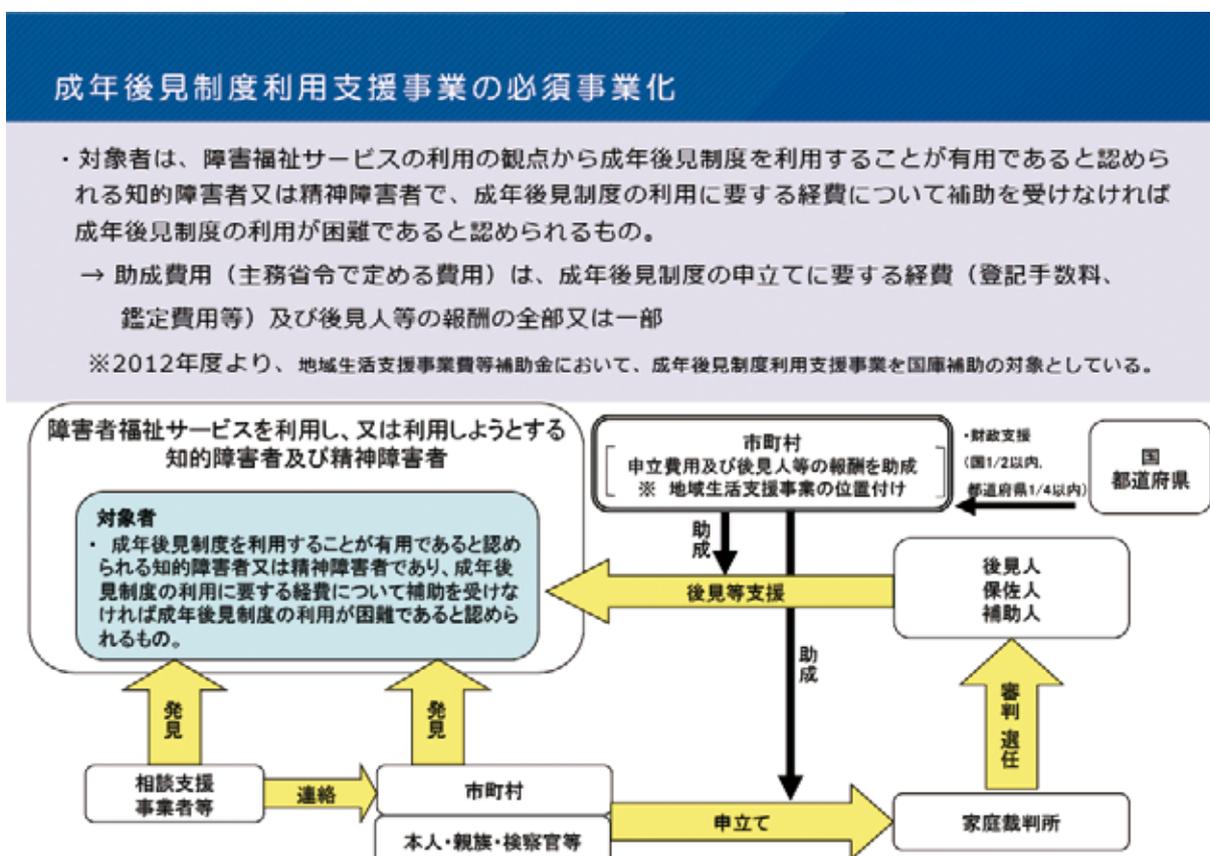
報酬等の助成事業については、2022年4月1日現在で1,703市町村が実施しており、今後とも本事業の周知を図ることとしている。

また、2013年度から、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業である成年後見制度法人後見支援事業を地域生活支援事業として市町村の必須事業に位置付けたほか、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害のある人等の意思決定の支援に配慮し、常に障害のある人の立場に立ってサービス等の提供を行うことを義務付けている。

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち必ずしも判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業であり、都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体とし、事業の一部は委託された市区町村社会福祉協議会等が実施している。2023年3月末現在の本事業の実利用者数は56,550人となっており、今後とも本事業の一層の定着を図ることとしている。

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）に基づき、2022年3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行っている。（なお、財産管理については、後述の「3. 経済的自立の支援（2）個人財産の適切な管理の支援」を参照。）

■ 図表4-3 成年後見制度利用支援事業の必須事業化



資料：厚生労働省

## イ 消費者としての障害のある人

悪質な手口により消費者被害にあったなどとして、全国の消費生活センターや国民生活センター等に、認知症高齢者、障害のある人等から消費生活相談が寄せられている。相談件数は、2013年度に2万件を超えると、2016年度にかけて一旦減少したが、その後増加に転じ、現在まで高水準で推移している。

消費者庁では、認知症高齢者や障害のある人等の配慮を要する消費者を見守るためのネットワークとして、「消費者安全法」（平成21年法律第50号）の改正（2016年4月施行）により規定された、「消費者安全確保地域協議会」の設置促進に取り組んでいる。消費者安全確保地域協議会は、福祉のネットワーク及び地域の消費生活センターや消費者団体等の関係者を構成員とすることで、消費者被害の未然防止、拡大防止、早期発見、早期解決に資する見守りサービスの提供を可能にする取組である。

2023年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業として、「見守り活動の促進」を実施し、消費者被害の未然防止や被害救済に資する消費者安全確保地域協議会の設置促進・活性化を図るとともに、関係団体間の連携や必要なツールの開発等を行い、取組への支援策を講じた。

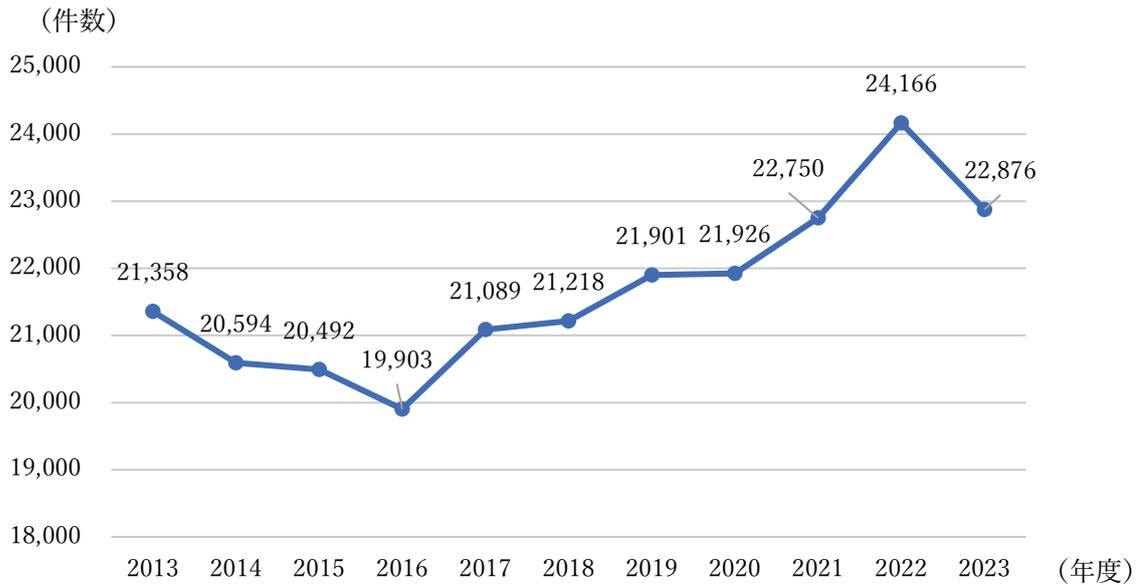
消費者安全確保地域協議会の取組では、地域の関係団体との連携も重要である。消費者庁では、2007年から、障害者団体のほか高齢者団体・福祉関係者等専門職団体・消費者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みの構築を図ってきた。2023年度には、消費者庁の先進的モデル事業の取組を紹介したほか、最近の消費者行政の動向や地域において積極的な見守り活動を行っている関係団体の取組の情報を共有した。

国民生活センターでは、障害のある人や高齢者、その周りの人々に悪質商法の手口やワンポイントアドバイス等をメールマガジンや同センターホームページで伝える「見守り新鮮情報」を発行するとともに、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「2024年版くらしの豆知識」の発行に当たってはカラーユニバーサルデザイン認証を取得したほか、デジター版（デジタル録音図書）を作成し、全国の消費生活センター、消費者団体及び全国の点字図書館等に配布するとともに、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにも登録した。

障害のある人への消費者教育の推進としては、消費者庁が作成した高校生向け消費者教育用教材「社会への扉」の音声読上げツールを提供しているほか、主に知的障害のある生徒を対象とする特別支援学校等向け消費者教育用教材を2021年6月に公表し、2023年度には、特別支援学校等向けの出前講座を実施した。また、「消費者教育ポータルサイト」において、障害者向けの消費者教育教材や取組事例等について登録し、情報提供を行っている。

地域において配慮を要する消費者への取組を進めるためには、消費生活センター等における消費生活相談体制の充実・強化も促進する必要がある。消費者庁では、地方消費者行政強化交付金等を通じ、消費者安全確保地域協議会の設置促進のほか、地方公共団体における障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る取組等も支援している。

■ 図表 4-4 認知症高齢者、障害のある人等の消費生活相談件数（年度別）（2013～2023年度）



注1：2024年3月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない。

注2：「判断不十分者契約」又は「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）

■ 図表 4-5 認知症高齢者、障害のある人等の消費生活相談件数（商品・役務別10位まで）（2023年度）

	商品・役務	件数
1	商品一般	1,729
2	フリーローン・サラ金	1,336
3	他の健康食品	1,286
4	携帯電話サービス	857
5	新聞	754
6	賃貸アパート	489
7	役務その他サービス	441
8	屋根工事	431
9	修理サービス	376
10	健康食品（全般）	363

注1：2024年3月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない。

注2：「判断不十分者契約」又は「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）

### （5）障害者虐待防止対策の推進

障害のある人の尊厳の保持のため障害のある人に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）が2012年10月から施行されている。

この法律においては、何人も障害者を虐待してはならないことや虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等を規定しており、地方公共団体は障害者虐待対応の窓口として「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を果たすこととされている。各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

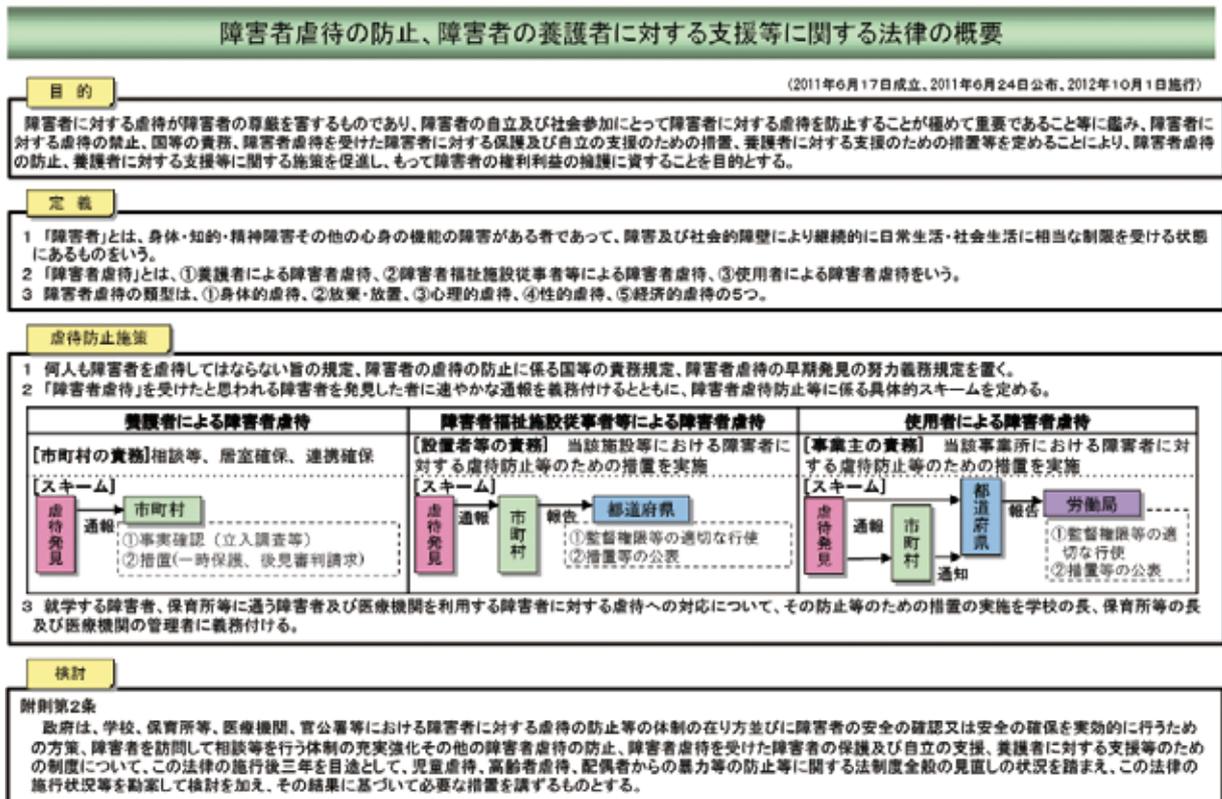
厚生労働省においては、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の虐待防止や権利擁護等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

また、2022年に改正された「精神保健福祉法」に基づき、2024年4月から、精神科病院における虐待防止措置の実施の義務化や精神科病院内の業務従事者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の都道府県等への通報の義務化等が施行された。

2024年度の報酬改定においては、障害福祉サービス事業所等における虐待防止の取組の徹底を図るため、以下について実施している。

- ・2022年度に義務化された障害者虐待防止措置を未実施の場合の減算措置の導入
- ・身体拘束廃止未実施減算について、入所施設・居住系サービスにおける減算額の引き上げ

■ 図表4-6 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要



資料：厚生労働省

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
参考資料

## (6) 障害者団体や本人活動の支援

意思決定過程に障害のある人の参画を得て、その視点を施策に反映させる観点から、障害者政策委員会等において障害のある人や障害者団体が、情報保障その他の合理的配慮の提供を受けながら構成員として審議に参画している。

また、「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業において、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う「自発的活動支援事業」を実施している。

## 2. 在宅サービス等の充実

### (1) 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で暮らしていくためには、在宅で必要な支援を受けられることが必要となる。このため、市町村において「障害者総合支援法」に基づき、利用者の障害の程度や必要な支援の内容等に応じ、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を実施している。

- ・ **居宅介護**…入浴等の介護や調理等の家事の援助等を短時間集中的に行うサービス
  - ・ **重度訪問介護**…常時介護を要する身体に重度の障害のある人、知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援や外出時における移動中の介護を長時間行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している一定の要件を満たす障害のある人に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行うサービス
  - ・ **同行援護**…重度の視覚障害のある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動に必要な支援等を行うサービス
  - ・ **行動援護**…知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に対し、居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な支援等を行うサービス
  - ・ **重度障害者等包括支援**…著しく重度の障害のある人の様々なニーズに応じて、円滑なサービスの利用が可能、利用者のその時々々の心身の状態等に応じて必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせて、包括的に提供するサービス
- これらのサービスに加え、自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含めて施設において入浴等の介護を行うサービスである短期入所も行っている。

### (2) 住居の確保

#### ア 福祉施策における住居の確保支援

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障害のある人が共同して自立した生活を営む場として、共同生活援助（グループホーム）を位置付けているところである。グループホームでは、日常生活における家事や相談等の支援のほか、利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助、必要な利用者に対しては、食事や入浴等の介護を行うこととしている。また、2022年の「障害者総合支援法」の一部改正では、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれることが明確化された（2024年4月施行）。

地域生活支援事業における相談支援事業に住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を位置付け、公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅への入居を希望する障害のある人に対して、不動産業者に対する物件のあっせん依頼及び家主等との入居契約手続等といった入居支援や、居住後のサ

ポート体制の調整をしている。また、障害のある人が地域の中で生活することができるように、低額な料金で居室などを提供する福祉ホーム事業を実施している。

さらに、障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する障害のある人に対して住居の確保等を支援する地域移行支援や、単身で地域生活している障害のある人に対して定期的な居宅訪問等により必要な支援を行う自立生活援助や連絡体制の確保や緊急時の支援を行う地域定着支援を行っている。

## イ 住宅施策における住宅の確保支援

障害のある人等の住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定を確保することは、「住生活基本法」（平成18年法律第61号）の基本理念の一つであり、その理念にのっとり賃貸住宅の供給促進に関する基本事項等を定めた「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づき、以下のとおり公営住宅等の公的賃貸住宅の的確な供給及び民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進している。

### ① 障害のある人に配慮した公的賃貸住宅の供給

公的賃貸住宅は、障害のある人の心身の状況、その他の配慮を必要とする事情を勘案し、以下のように供給されている。

公営住宅においては、入居者の募集・選考に際し、障害のある人を含む世帯は特に住宅困窮度が高いものとして、地方公共団体の裁量により一定の上限の下、入居者の収入基準を緩和するとともに、当選率の優遇、別枠選考等の措置を講じている。

地域優良賃貸住宅制度においては、障害のある人を含む世帯等を対象に良質な賃貸住宅を供給するため、民間事業者等に対し、その整備や家賃低廉化に対する支援を行うほか、入居の際、地方公共団体の裁量により別枠選考等の措置ができることとしている。

また、都市再生機構賃貸住宅においては、障害のある人を含む世帯に対して、入居者の収入基準の緩和、1階、2階又はエレベーター停止階への住宅変更、新規賃貸住宅募集時の当選倍率の優遇等の措置を講じている。

### ② 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障害のある人を含む世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする住宅セーフティネット制度の活用を推進し、バリアフリー化を含めた住宅の改修、入居者負担の軽減等や居住支援協議会等の居住支援活動等への支援を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進している。また、家賃滞納が発生した場合の家賃を保証する家賃債務保証について、適正に業務を行うことができる者を登録する家賃債務保証業者登録制度を定め、登録・公表している。

## ウ 住宅施策と福祉施策との連携

公的賃貸住宅の整備に際して、障害のある人の生活に関連したサービスを備えた住宅を整備するため、障害者福祉施設との一体的な整備を推進している。

公営住宅については、障害のある人の共同生活を支援することを目的とするグループホーム事業へ活用することができることとしており、公営住宅等を障害のある人向けのグループホームとして利用するための改良工事費について支援している。

また、生活支援サービス付き公営住宅（シルバーハウジング）については、住宅施策と福祉施策の密接な連携の下に供給されているところであり、地方公共団体の長が特に必要と認める場合に、障害のある人を含む世帯の入居を可能とし、その居住の安定を図っている。

民間賃貸住宅については、居住支援協議会や居住支援法人を活用し、障害のある人を含む世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援している。

また、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、市街地再開発事業等において、デイサービスセンター、保育所等の社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を補助対象とし、障害のある人等の生活しやすい市街地環境の形成を図っている（住宅については、第5章第1節も参照）。

### （3）自立及び社会参加の促進

障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保等の施策を行っている。

2006年10月から、市町村及び都道府県が創意工夫により地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業を行う地域生活支援事業を実施し、障害のある人の社会参加と自立支援を推進している。

なお、「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）により、身体に障害のある人が公共的施設や不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の同伴について拒んではならないとされた。さらに、2007年度に「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」（平成19年法律第126号）が成立し、2008年4月から、都道府県等が苦情の申し出等に関する対応をすることが明確化され、2008年10月からは、一定規模以上の事業所や事務所において、勤務する身体に障害のある人が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされた。なお、対象となる事業所や事務所については、雇用する労働者の数によって定められており、2008年度からは56人以上、2013年度からは50人以上、2018年度からは43.5人以上（経過措置として2021年2月28日までは45.5人以上）とされていた。2023年3月に障害者の雇用率が改正されたことに伴い、2024年4月1日からは37.5人以上（経過措置として2026年6月30日までは40人以上）と改正された。

また、2006年度より都道府県地域生活支援事業において、身体障害者補助犬の育成に対する補助を実施してきた。2016年度には育成のみならず、理解促進や育成計画の作成等を補助対象に加え、2018年度からは国として推進すべき事業として、地域生活支援促進事業に位置付ける等充実を図った。2023年度からは身体障害者補助犬の理解促進や普及・啓発を更に促進するため、企業等（公共交通機関、医療機関、飲食店、宿泊施設、複合商業施設、賃貸・分譲マンション等）の実情に即した研修や広報などを行えるよう拡充を図り、全国で事業実施が促進されるよう取り組んでいる。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局においては、身体に障害のある人に対して、より充実した社会生活を円滑に送ることを目的とした自立訓練（機能訓練）を実施している。視覚に障害のある人に対しては、歩行、日常生活、点字、ICT、録音再生機器、ロービジョン（保有視覚機能を最大限に活用するための訓練）等、日常生活や社会生活に必要な訓練を実施している。近年ニーズが増えてきている視覚に障害のある高齢者への訓練も実施している。重度の肢体不自由のある人に対しては、医学的管理の下に日常生活に必要な機能訓練、日常生活動作訓練、職能訓練、自動車訓練等を実施している。

また、同自立支援局においては、高次脳機能障害のある人に対して、自己の障害の理解を深めながら生活能力を高めることを目的とした自立訓練（生活訓練）も実施している。そこでは、個々の生活状況及び地域での障害福祉サービス利用あるいは復職等の目標に応じ、また目標への円滑な移行ができるように、日常生活訓練やメモリーノート、手順書等を活用した代償手段獲得のための訓練及び支援等を行っている。

さらに、同自立支援局秩父学園においては、知的障害と重複する障害（愛着障害、行動障害、被虐待（疑いも含む）、自閉スペクトラム症）のある入所児童に対して支援を行っている。また、

地域の在宅家庭に対しては、就学前児童に対する幼児通園療育事業、小学生に対する発達障害児等デイサービス事業、発達の遅れや偏りが心配な児童と家庭に対する地域子育て支援拠点型事業を行っている。

(4) 発達障害児者施策の充実

ア 発達障害の定義

「発達障害者支援法」(平成16年法律第167号)において、「発達障害」は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの等と定義されている。

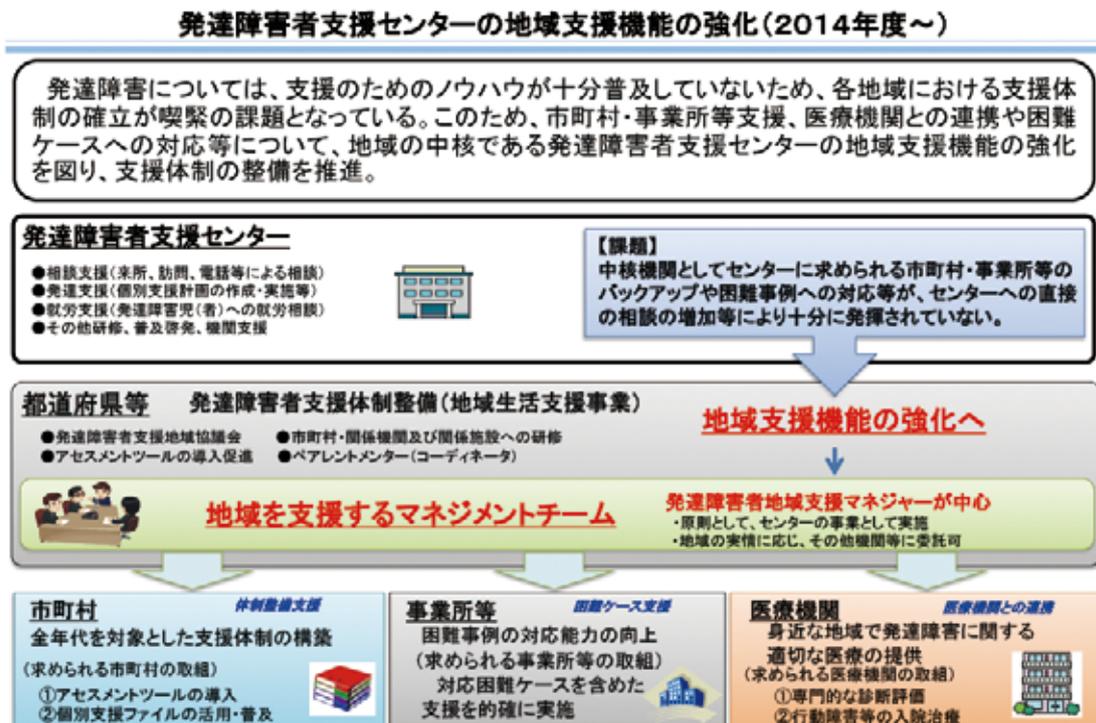
イ 発達障害者支援の推進

① 発達障害者支援の体制整備

厚生労働省においては、乳幼児期から高齢期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備、困難ケースへの対応や適切な医療の提供を図るため、地域生活支援事業の「発達障害者支援体制整備事業」の中で、都道府県等が地域支援の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村、事業所等への支援や医療機関との連携を強化することを推進している。

また、厚生労働省では、「発達障害者支援法」の一部改正を受け、2017年度から発達障害のある人やその家族等をきめ細かく支援するために、都道府県等が「発達障害者支援地域協議会」を設置し、市町村又は障害保健福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況を検証することを支援している。

■ 図表4-7 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(2014年度～)

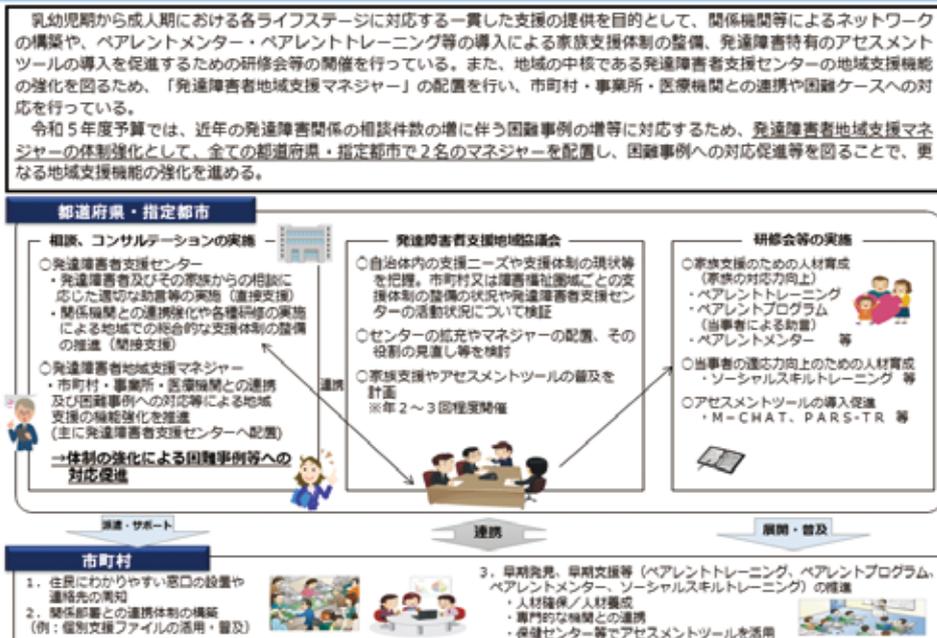


資料：厚生労働省

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
参考資料

■ 図表 4-8 発達障害者支援体制整備事業

発達障害者支援体制整備事業

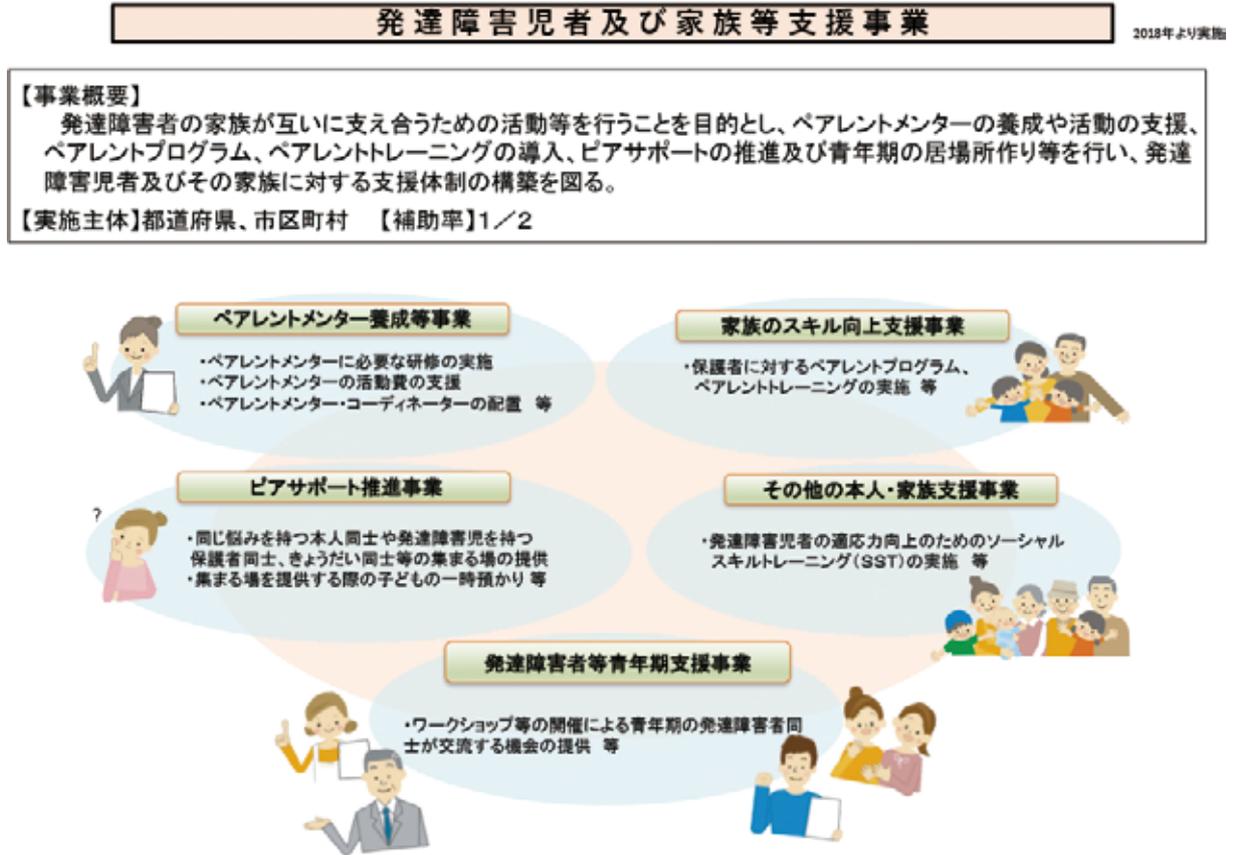


資料：厚生労働省

② 発達障害児者及び家族への支援

「発達障害者支援法」の一部改正により、発達障害のある人の家族が互いに支え合う活動の支援を促進するため、2018年度からは、地域生活支援事業の「発達障害児者及び家族等支援事業」として、従来から実施しているペアレントメンターの養成やペアレントトレーニング等の実施に加え、発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を新たに盛り込んだ。2020年度からは青年期の発達障害のある人等の居場所を作り、社会から孤立しない仕組み作りを行うための支援を新たに実施している。

■ 図表4-9 発達障害児者及び家族等支援事業



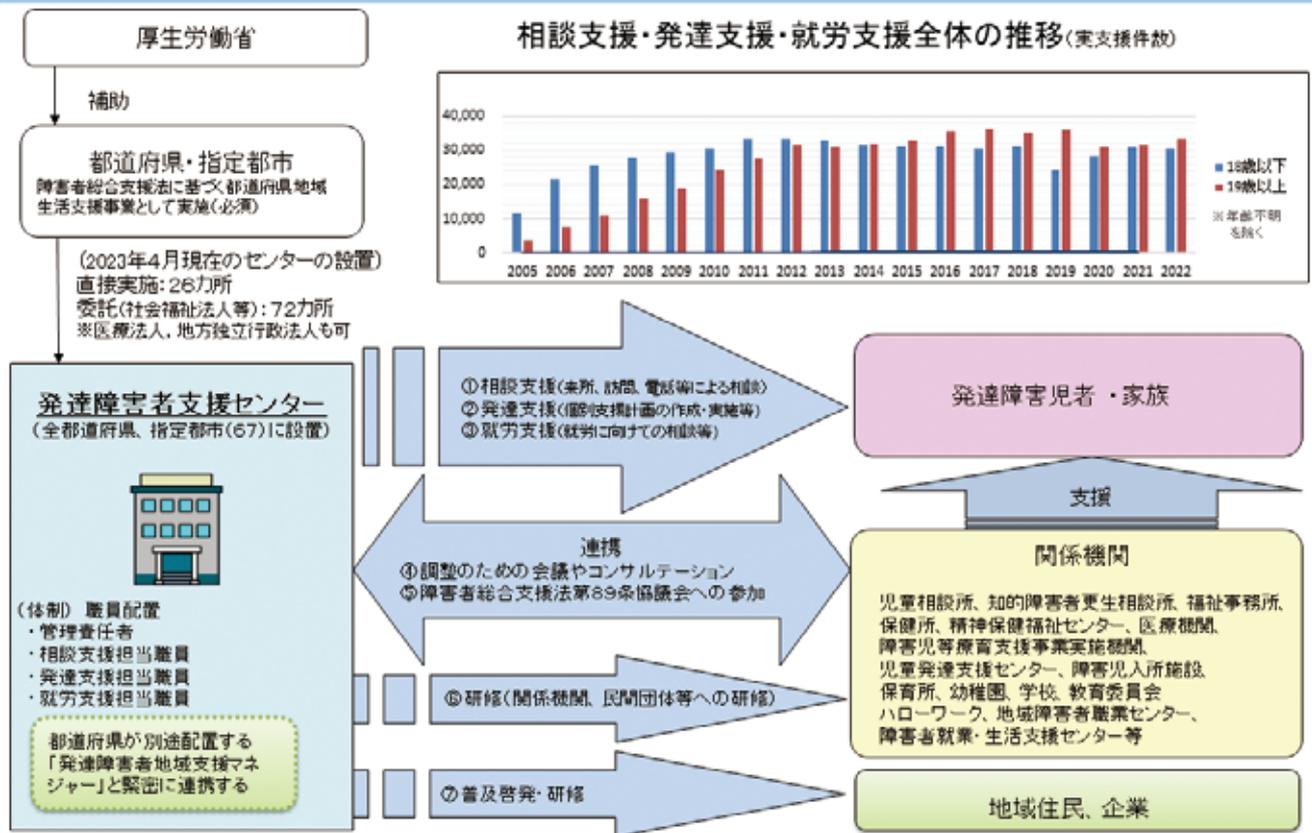
資料：厚生労働省

## ③ 発達障害者支援センター運営事業

厚生労働省においては、発達障害のある人及びその家族等に対して相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う「発達障害者支援センター」の整備を図ってきたところであり、現在全ての都道府県・指定都市に設置されている。

■ 図表4-10 発達障害者支援センター運営事業

### 発達障害者支援センター運営事業



資料：厚生労働省

#### ④ 支援手法の開発と情報発信

厚生労働省においては、発達障害児者を支援するための支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するための「発達障害児者地域生活支援モデル事業」を実施している。2017年度から、

- ア) 地域で暮らす発達障害児者に課題や困り事が生じた際に、発達障害児者の特性を理解した上で、地域や関係機関において適切な対応を行うための支援手法の開発
  - イ) 発達障害児者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発
  - ウ) ライフステージを通じて、切れ目なく発達障害児者の支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間で連携した支援手法の開発
- をテーマに行っている。

また、発達障害は、見た目では分かりにくい障害であることから、発達障害のある人は、周囲から十分な理解が得られず誤解や不適切な対応を受け、日常生活の様々な場面で多くの困難を抱えている。このような状況を踏まえて、厚生労働省では国立障害者リハビリテーションセンターに「発達障害情報・支援センター」を設置し、ホームページ等を通じた発達障害に関する信頼のおける情報提供を通じて、発達障害に関する国民の理解促進に向けた普及啓発を行っている。また、発達障害のある人の支援に必要な国内外の研究成果や各種研修に関するコンテンツ等、地域における支援人材の育成等に資する情報発信を行っている (<http://www.rehab.go.jp/ddis/>)。

#### ⑤ 発達障害の早期支援

こども家庭庁では、2023年には令和5年度補正予算により「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」を開始し、地域の保健、子育て、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談を実施するとともに、必要な発達支援や家族支援につなぐなど、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進めている。

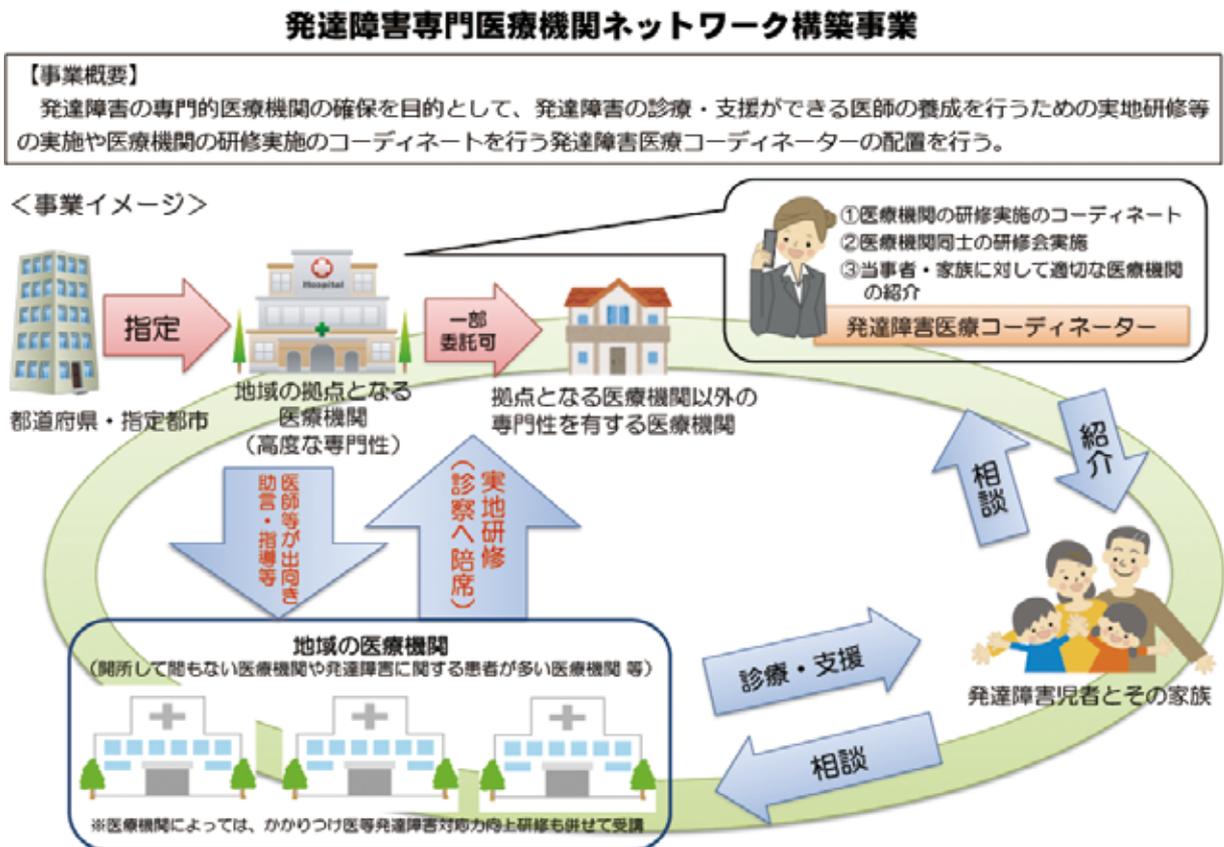
⑥ 人材の育成

都道府県等においては、2016年度から、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえ、発達障害に対する対応力を向上させるための研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療及び対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組んでいる。

⑦ 発達障害の診断待機解消

厚生労働省では、2018年度から「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」において、都道府県等が発達障害に関する医療機関のネットワークを構築し、発達障害の診療や支援を行う医師等を養成するための実地研修等を実施することを支援している。

■ 図表4-11 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業



資料：厚生労働省

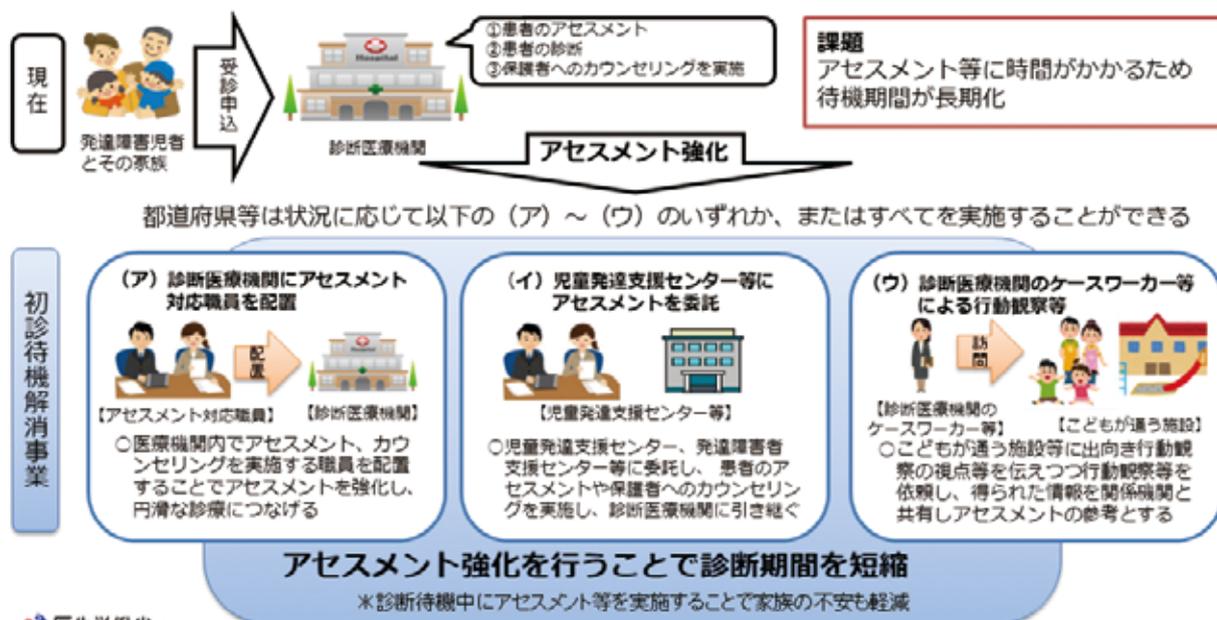
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
参考資料

図表 4-12 発達障害専門医療機関初診待機解消事業

## 発達障害専門医療機関初診待機解消事業

### 【事業概要】

都道府県等は、発達障害の診断を行う医療機関が実施している発達障害のアセスメント等について、アセスメントを行う職員の配置、外部への委託、行動観察等の情報提供を受けるなどにより、アセスメントの強化を行う。



厚生労働省 発達障害者支援センター

資料：厚生労働省

さらに、2019年度から「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」において、発達障害の診断が可能な医療機関に新たにアセスメント対応が可能な職員を配置することや、アセスメントを外部に委託することにより発達障害の診断待機の解消を図っている。

### (5) 盲ろう者等への対応

#### ア 盲ろう者への対応

盲ろう者とは、「視覚と聴覚に障害がある者」であり、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4つのタイプがある。社会福祉法人全国盲ろう者協会の「盲ろう者に関する実態調査(2013年3月)」によると、盲ろう者は、約1万4,000人と推計されている。

盲ろう者は、その障害の程度や成育歴等により、コミュニケーション方法も触手話、指文字、指点字、手書き文字など多様な方法があり、コミュニケーションの保障や情報入手、移動の支援が重要である。

このため、「障害者総合支援法」の地域生活支援事業においては、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションや移動の支援を行う「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を、都道府県の必須事業として実施している。

また、盲ろう者にとって、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など、社会参加を促進するためのサービス支援の人材確保や派遣事業等を引き続き充実していくことが必要であり、国立障害者リハビリテーションセンター学院では、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業に係る企画立案を担う者や、派遣事業に係るコーディネーターに対する研修を実施するほか、視覚障害学科において盲ろう者支援に係るカリキュラムの充実を図るなど人材育成に

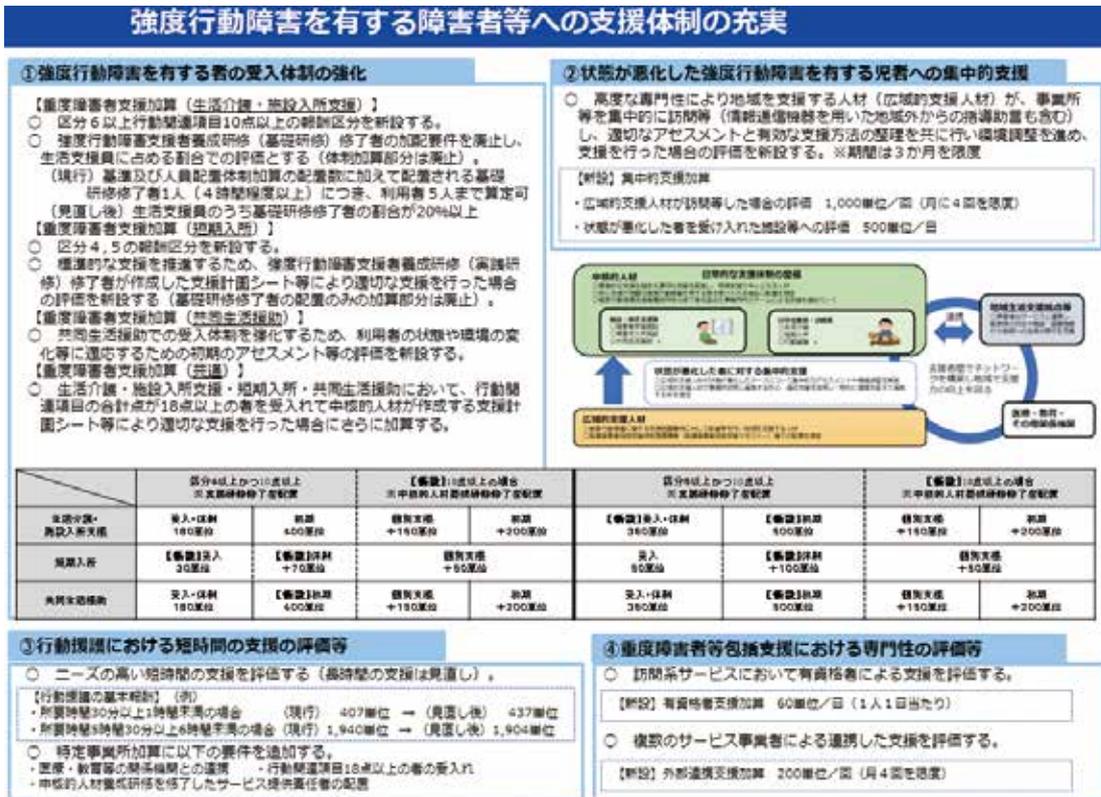
努めている。

### イ 強度行動障害への対応

強度行動障害とは、周囲の不適切な対応や環境の影響等により、自分の体を叩く、食べられないものを口に入れる、危険につながる道路上への飛び出しなど本人の身体又は生命を損ねる行動や、他人を叩く、物を壊す、何時間も大泣きを続けるなどの行動が高い頻度で起こるため、著しく支援が困難な状態のことをいい、行動障害の軽減を目的として障害児入所施設等において適切な支援と環境の提供を行うために「強度行動障害児特別支援加算」等による支援が行われている。

2022年度に「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」を実施して報告書をまとめた。その報告を基に令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有する者の受入体制の強化や、状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援を盛り込むことで支援の更なる充実を図った。

■ 図表4-13 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実



資料：厚生労働省

### ウ 難病患者等への対応

2012年度までは、難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、要介護の状況にありながら「障害者自立支援法」等の施策の対象とならない等の要件を満たす難病患者等を対象として、市町村等を事業主体として、難病患者等居宅生活支援事業を実施していた。

また、2013年4月から施行された「障害者総合支援法」においては、障害者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分（2014年4月からは障害支援区分）

の認定などの手続を経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障害児にあっては、「児童福祉法」に基づく障害児支援）が利用できることとなった。また、「障害者総合支援法」における対象疾病（難病等）の範囲については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた130疾病を対象としていたが、難病医療費助成の対象となる指定難病の検討状況等を踏まえ、順次見直しを行い、2024年4月1日より369疾病を対象としている。

### 3. 経済的自立の支援

#### (1) 年金制度等による所得保障

障害のある人に対する所得保障は、障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしており、障害基礎年金や障害厚生年金の制度と、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度がある。

我が国では、日本国内に住所を有する全ての方がいずれかの年金制度に加入することとされている。これによって、被保険者期間中の障害については障害基礎年金や障害厚生年金が支給されるほか、国民年金の加入期間外である20歳より前などに発した障害についても障害基礎年金が支給されることから、年金制度は障害のある人の所得保障において重要な役割を果たしている。年金制度は、全国民共通の基礎年金とサラリーマンや公務員に対し基礎年金の上乗せとして厚生年金が支給されるという、いわゆる2階建ての体系がとられている。

年金制度による障害のある人の所得保障については、1985年改正の際の障害福祉年金から障害基礎年金への移行による大幅な年金額の引上げや支給要件の改善など、これまで着実にその充実が図られてきた。

近年では、2004年改正の際、障害を有しながら働いたことを年金制度上評価する仕組みとして障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給を可能とする障害年金の改善等が行われているほか、2011年4月からは、障害年金受給者に対する、子や配偶者がいる場合の加算の対象範囲が拡大されている。

2012年には、社会保障・税一体改革の一環として、年金制度の枠外で、障害基礎年金受給者等に対して福祉的な給付金を支給する「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」（平成24年法律第102号）が成立し、2019年10月から実施されている。また、2013年には、障害基礎年金等の支給要件の特例措置（直近1年間において保険料の滞納がないこと）の延長が行われている。

1985年の年金制度の改革に伴い、それまで重度の障害のある人に対して支給されていた福祉手当についても見直しが行われ、特に重度の障害のある人を対象とする特別障害者手当と、障害基礎年金が支給されない重度の障害のある児童に支給される障害児福祉手当とに改編された。同時に、特別障害者手当の支給額が福祉手当と比較してほぼ倍額に引き上げられた。このほか、障害のある児童の父母等に対しては、従来より、特別児童扶養手当を支給している。

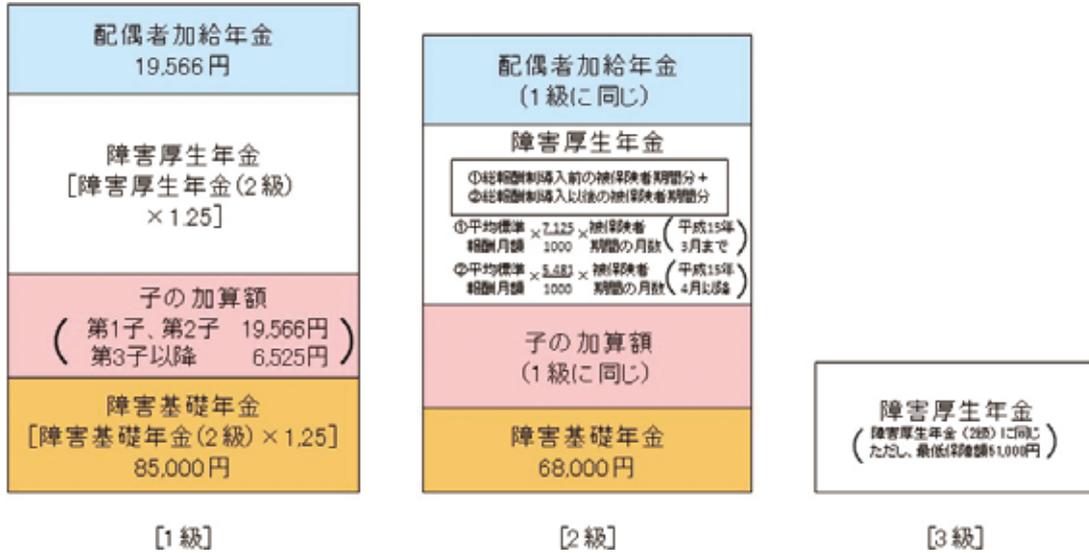
また、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）により、1991年度より前に国民年金任意加入対象であった学生や、1986年度より前に国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者のうち任意加入していなかった間に障害を負ったことにより障害基礎年金を受給していない者について、上記に述べたような国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、特別障害給付金の支給が行われている。

これらの年金及び手当については、毎年物価の変動等に合わせて支給額の改定が行われている。

そのほか、都道府県・指定都市において、保護者が生存中掛金を納付することで、保護者が死亡した場合等に、障害のある人に生涯年金を支給する障害者扶養共済制度（任意加入）が実施さ

れている。

■ 図表4-14 障害年金のあらし (2024年度)



※図では、1956年4月2日以後生まれの方の年金額の例を示しています。  
資料：厚生労働省

## (2) 個人財産の適切な管理の支援

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々の財産管理の支援等に資する成年後見制度及び成年後見登記制度について周知を図っている。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が必ずしも十分でない人の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

## 4. 施設サービスの再構築

### (1) 地域生活を支える拠点としての体制整備

障害のある人の意向を尊重し、入所施設や病院等からの地域生活への移行を促進するとともに、障害のある人の重度化・高齢化への対応や親亡き後を見据えるため、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年厚生労働省告示第116号)に基づき、地域生活への移行・継続の支援と地域生活における安心を確保するために地域生活支援の体制整備を進めることとしている。

### (2) 施設の地域利用

施設に対しては、従来のように、入所者を対象にするだけでなく、施設が蓄えてきた知識や経験を活用し、あるいは施設の持っている様々な機能を地域で生活している障害のある人が利用できるように、支援を行うことが求められており、今後、障害者支援施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源として位置付け、その活用を図ることが重要であり、こうした取組の一層の充実を図ることとしている。

## 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

### (1) スポーツの振興

#### ア 障害者スポーツの普及促進

令和5年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」によると、障害のある人（20歳以上）の週1回以上の運動・スポーツ実施率は32.5%（20歳以上全般の実施率は52.0%（令和5年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）にとどまっている。2023年度は、公園や商業施設等のオープンスペースを活用することで、場所にとらわれず、障害のある人となない人が、ともに気軽な形でウォーキングフットボールやシットスキーなどを体験する取組や、障害のある人のスポーツアクセスへの障壁解消に向けて、競技団体と民間企業の連携により、デジタル技術を活用して、カヌーなど、在宅の障害のある人が体験しにくいスポーツを身近な場所で体験できるような環境整備を行っている。

また、生涯にわたってスポーツ活動を定着させるためには、学齢期からスポーツに親しむことが重要であることから、競技団体と民間企業が連携の下、障害のある児童となない児童が同一チームを編成して競技を行うボッチャ大会を開催したほか、特別支援学校等の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、多様な活動実態を踏まえ、総合型地域スポーツクラブや社会福祉施設等多様な地域資源と連携した運動部活動の地域連携・地域移行に向けたモデルの創出に取り組んでいる。

さらに、2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）において、展示・体験ブースや映像配信等により新たなスポーツの価値創造に係る取組を発信する中で、障害者スポーツにおける先端技術を活用した取組やパラスポーツ体験の周知などの情報発信を予定している。



インクルーシブな小学生ボッチャ競技会  
出典 (株)NHKエンタープライズ



商業施設内オープンスペースでの  
ウォーキングフットボール体験  
出典 日本障がい者サッカー連盟 (JIFF)

#### イ 障害者スポーツの競技力向上

スポーツ庁では、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。

具体的には、障害者スポーツの競技団体を含む各競技団体が行う強化活動に必要な経費等を支援する「競技力向上事業」を実施している。また、パリ2024パラリンピック競技大会に向けては、メダル獲得が期待される競技を対象に「パリ重点支援競技」を選定し、競技力向上事業助成金の加算を行っているほか、「ハイパフォーマンス・サポート事業」によるアスリート支援として、トレーニング、映像分析など各分野の専門スタッフの派遣費用や、サポート拠点を設営し、アスリート、コーチ、スタッフが競技へ向けた最終準備を行うための医・科学、情報

サポート等の支援を可能とする拠点整備を実施している。

また、「スポーツ支援強靱化のための基盤整備事業」において、ハイパフォーマンススポーツセンターを中心として、競技特性に対応した最適なコンディショニングの研究、先端技術を活用した多様な支援手法の研究、チェアスキーなどの競技用具等の研究等、継続的にパラアスリートの選手強化が行えるシステムを構築している。

2024年度に日本パラリンピック委員会（JPC）に設置される、クラス分け情報センターの開設に対する支援に取り組むなど、パラリンピック競技の国際競技力向上を図ることとしている。



全国ボッチャ選抜甲子園の様子  
出典：一般社団法人日本ボッチャ協会

## （2）文化芸術活動の振興

我が国の障害のある人による文化芸術活動については、近年、障害福祉分野と文化芸術分野双方から機運が高まっており、広く文化芸術活動の振興につながる取組が行われている。

2018年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）が成立・施行されたことを受け、国は、同法に基づき、2019年3月に第1期、2023年3月に第2期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。この計画に基づき、以下の取組を始め障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。

厚生労働省では、2013年に開催された有識者による「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の中間とりまとめを受け、2014年度からは芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉事業所等で障害のある人の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、事業で培った支援ノウハウを全国展開すべく、2017年度からは障害者芸術文化活動普及支援事業を実施し、障害のある人の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図っている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として2023年に「いしかわ百万石文化祭2023」（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）を開催した。

さらに、文化庁では、美術・舞台芸術・音楽等の様々な文化芸術分野における鑑賞・創作活動・発表等に係る幅広い取組の推進や普及展開に向けた人材の育成、文化芸術へのアクセスの改善、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいる。

また、国立美術館、国立博物館は、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車椅子利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

文化庁では、2025年に開催される日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを踏まえ、「日本博2.0」を始めとする各種事業において、引き続き文化芸術による共生社会の実現に向けた我が国の取組を発信していく。

また、2025年に開催される日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）については、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会において、施設整備、運営サービス、交通アクセスの各分野において、障害当事者や学識経験者等の意見をうかがいながら、ユニバーサルデザインについてのガイドラインを策定し、ガイドラインにのっとって準備を進めている。2023年度は、博覧会会場の運営サービスに関する共通指標を示すため、来場者にとって楽しめる万博運営を目的とした「ユニバーサルサービスガイドライン」が策定されたほか、来場者のアクセスにおいて主に利用される鉄道駅等の施設の新設・改良、車両等の調達・改良を行う際の参考指針として「交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン」が策定された。ガイドラインは、それぞれ「ユニバーサルサービス検討会」「交通アクセスユニバーサルデザイン検討会」において、学識者、障害当事者等の方々と議論が重ねられたものである。日本政府館についても、ユニバーサルデザインガイドライン等に準拠し、ユニバーサルデザインの実現を図ることを目的として、2022年度に引き続き2023年度も日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）日本館ユニバーサルデザインワークショップを実施し、検討結果について設計等に反映を行った。

## 主な国内・国際障害者スポーツ大会

### ○全国障害者スポーツ大会

2001年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されている。2008年度から、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある方々が一堂に会して開催される大会となっている。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に、当該開催都道府県で行われている。2023年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期されていた大会が、特別大会として鹿児島県において開催された。なお、2024年度については、佐賀県で開催される予定である。

### ○全国ろうあ者体育大会

本大会は、聴覚に障害のある人が、スポーツを通じて技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進することを目的として、1967年度から開催されている。2023年度は、第57回となる夏季大会が福井県で開催され、11競技に選手・役員合わせて約1,300人が参加した。

なお、2024年度については、群馬県で開催される予定である。

### ○デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

夏季大会は1924年にフランスのパリで第1回大会が開催され、2022年には、ブラジルのカシアス・ド・スルにおいて第24回大会が開催された。また、第25回大会については、2025年11月に東京都、福島県、静岡県で開催されることが決定している。大会の招致主体である一般社団法人全日本ろうあ連盟は、大会コンセプトとして「デフアスリートを主役に、そしてデフスポーツの魅力を伝え、人々や社会とつなぐ」「デフリンピック・ムーブメント“誰一人取り残さない”世界(SDGs)の実現」「デフリンピック100周年そして歴史的な大会」「オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用とさらなる飛躍」を掲げており、東京都の会場を中心に21競技を実施予定。なお、デフリンピックの日本開催は初めてである。

冬季大会については1949年にオーストリアのゼーフェクトで第1回大会が開催され、2024年3月にトルコのエルズルムにおいて第20回大会が開催された。

### ○スペシャルオリンピックス世界大会

4年に一度行われる、知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。順位は決定されるものの最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰される、といった特徴がある大会である。

夏季大会は1968年に米国・シカゴで、冬季大会は1977年に米国・コロラドで、第1回大会が開催され、2023年6月にドイツのベルリンにおいて第16回夏季大会が開催された。

また、スペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人とない人が共にチームを組みスポーツを楽しむ取組も進めており、世界大会の種目にも採用されている。

なお、2025年については、イタリアのトリノにおいて冬季大会が開催される予定である。

### ○パラリンピック競技大会

オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。夏季大会は、1960年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック同様4年に一度開催されている。2021年には、東京において第16回大会が開催された。次回は、2024年、フランスのパリにおいて開催が予定されている。

冬季大会は、1976年にスウェーデンのエンシェルツヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されている。2022年3月には、中国の北京(ペキン)において第13回大会が開催された。次回は、2026年にイタリアのミラノ・コルティナダンペッツォで開催が予定されている。

# TOPICS(トピックス) (11)

## スポーツを通じた共生社会実現に向けた取組

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会により、障害者スポーツは国民の大きな関心を集め、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025、愛知・名古屋2026アジアパラ大会等が控えている好機を生かすべく、取組を加速する必要がある。

スポーツ庁では「第3期スポーツ基本計画」や2022年8月にとりまとめた「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書」を踏まえ、スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループを設置し、「障害者スポーツセンター」の在り方を議論し、中間まとめを公表している。

具体的には、「障害者スポーツセンター」を地域全体で障害者スポーツ振興を行う、幅広い機能と高い専門性を持つ人材と拠点となる施設等から構成される、包括的な地域拠点として位置付け、広域レベル（都道府県単位）で1つ以上整備するために、①ネットワーク機能、②情報拠点機能、③人材育成・関係者支援機能、④指導・相談機能の4つの機能をとりにまとめている。

スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、障害者スポーツを支える人材の在り方や障害者スポーツ競技団体の在り方について検討を進めていく。



障害者スポーツセンターにおける活動の様子

出典 東京都障害者総合スポーツセンター



出典 長野県障がい者福祉センター（サンアップル）

## 第4章第1節 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

／文部科学省

**TOPICS(トピックス) (12)****「CONNECT⇄ ~アートでうずうず つながる世界~」を京都で開催**

文化庁では、2023年12月、京都市岡崎公園に立地する美術館、劇場、図書館、動物園等の文化施設が連携し、「障害者週間」にあわせて共生や多様性について考えるプロジェクト「CONNECT (コネクト) ⇄ ~アートでうずうず つながる世界~」を開催した。

京都での4回目の開催となる今回は、CONNECT ⇄ 全体のインフォメーションセンターの役割を担うとともに、来場された方が多様な表現や作品に触れられる展示や実際に表現活動を体験できるスペースを備えた「うずうず広場」を京都国立近代美術館等に設置した。

また、各プログラムをより深く楽しみ、共生について考えることを目的として、「うずうず広場」等のデザインを考えるプロセスを紐解くことで、誰もが気軽に訪れ、安心して時間を過ごすことができる美術館の空間について考えるトークイベント等を開催した。

さらに、参加施設が芸術家を特別支援学校に派遣し、生徒とダンスワークショップを行うなど、特別支援学校と連携したプログラムについても、2022年度に引き続き実施した。

各参加施設でも、CONNECT ⇄ の開催期間において、筆談による美術鑑賞会や、声に出して伝えることについて学ぶ朗読会、鑑賞マナーのないダンスと音楽のパフォーマンス、視覚に障害のある方との対話型美術鑑賞の映像展示、音の特徴を振動や光で体に伝達する機器Antenna (アンテナ) を用いた動物園めぐりなど、障害当事者と共に考える多様なプログラムが展開された。



うずうず広場  
会場：京都国立近代美術館



共生・多様性・アクセシビリティについて考えるトーク  
「CONNECT⇄の入口をデザインする—美術館ロビーの設えから」  
会場：京都国立近代美術館



なんでもOKなダンスパフォーマンス  
会場：ロームシアター京都

資料：文化庁



Antennaで感じる、動物たちのこえ・いろ・かたち 2023  
会場：京都市動物園

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

## 6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

### (1) 福祉用具の普及

福祉用具の公的給付としては、補装具費の支給と日常生活用具の給付（貸与）がある。

補装具費の支給は、身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器等の補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の一部について公費を支給するものである。なお、2018年度から、購入を基本とする原則は維持した上で、障害のある人の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、借受けに要した費用が補装具費の支給の対象となった。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成18年政令第10号）の一部を改正し、2024年度から障害児の補装具費支給における所得制限が撤廃となった。

日常生活用具の給付（貸与）は、日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するものであり、地域生活支援事業の一事業として位置付けられ、実施主体である市町村が地域の障害のある人のニーズを勘案の上、柔軟な運用を行っている。

2013年度から、「障害者総合支援法」の対象となる難病患者等も、補装具費や日常生活用具給付等事業の対象となった。

なお、身体に障害のある人の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の物品の譲渡等については、消費税は非課税とされている。

### (2) 情報・相談体制の充実

福祉用具の情報については、公益財団法人テクノエイド協会において、福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報にかかるデータベース（福祉用具情報システム：TAIS）を構築しており、インターネットを通じてこれらの情報を提供している（公益財団法人テクノエイド協会：<https://www.techno-aids.or.jp/>）。

また、国立障害者リハビリテーションセンターでは、2018年度に、補装具を始めとする支援機器やその支給制度の普及等を目的として、障害のある人や身体障害者更生相談所等地方公共団体、医療従事者、補装具関係事業者等に向け、総合的な情報発信等を行うための取組を開始した。小児筋電義手の普及促進に向け、関係機関、関係者と連携し、「小児筋電義手専門職養成研修会」等を実施するとともに、ネットワーク構築の強化や情報の収集に努めている。

### (3) 研究開発の推進

少子高齢化が進展する中、福祉用具に対するニーズは高まっており、利用者への十分な選択肢の提供や費用対効果等がより重要な課題となっている。このため、研究開発の推進、標準化や評価基盤の整備等、産業の基盤整備を進め、福祉用具産業の健全な発展を支援することを通じて、良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図っている。身体に障害のある人が使用する福祉機器の開発普及等については、真に役立つ福祉機器の開発・普及につながるよう、公益財団法人テクノエイド協会に委託して、「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」を運用し、福祉機器のニーズと技術シーズの適切な情報連携に努めている。

また、2010年度より「障害者自立支援機器等開発促進事業」において、障害のある人の要望を反映したテーマで募集を行い、各種専門職による評価体制と障害当事者の試験評価を組み込み、試作機器等を製品化するための開発費用の助成をしている。このうち、「科学技術・イノベーション

ン創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)に基づく新SBIR(Small Business Innovation Research)制度<sup>(※)</sup>の「指定補助金等」として整理され、2023年度より他省庁と連携し取り組んでいる。

2014年度からは、障害のある人の個別具体的なニーズを的確に反映した機器開発が促進されるよう、利用者と開発者が意見交換を行う場を設けるとともに、開発中の機器について、実証実験の場を紹介すること等により、適切な価格で障害のある人が使いやすい機器の製品化・普及を図ることを目的として、「ニーズ・シーズマッチング強化事業」を実施している。

さらに、2022年度より、障害のある人等の多岐にわたるニーズを的確にとらえ、製品化・事業性を踏まえた支援機器開発を遂行できる障害のある人、医療福祉専門職、開発者等の人材を育成することを目的として、「自立支援機器イノベーション人材育成事業」を展開している。

国立障害者リハビリテーションセンター研究所では「障害者の自立と社会参加並びに生活の質の向上」のために、国立機関として、障害のある人に対する総合的リハビリテーション技術や、福祉機器等に関する研究開発及び評価法の研究開発のほか、制度検討の基礎となる研究を行っている。ロボット等の先進技術の応用に係る調査・技術開発等を通じて、障害のある人の新たな社会参加シーンの拡充を目指す研究に取り組んでいる。そのほか、脳波を利用して意思伝達や運動補助などを行うブレインマシン・インターフェース(BMI)研究の中で開発したリアルタイム脳信号解析技術を、ニューロフィードバックトレーニング(自らの脳活動等の変化を本人にリアルタイムで提示し、その活動を思い通りに変化させるトレーニング)に応用することで認知行動機能を調節する新しい認知リハビリテーション手法の研究開発にも取り組んでいる。また、各種認識技術を応用した重度運動機能障害者向けICT機器操作環境の構築に資する研究などに取り組んでいる。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)では、新SBIR制度の下、高齢者及び障害のある人の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉機器の開発に対する支援を行っている。

さらに、障害のある人の支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデル構築に資する研究(厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業))、支援機器の開発プロセスにおける各開発フェーズ移行の判断およびそれを支援する専門人材育成に資する調査研究(厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業))、技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究(厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業))等を実施し、福祉用具の利活用や普及促進にも取り組んでいる。

障害のある人を含め誰にとっても、より安心・安全で、また識別・操作等もしやすく、快適な生活用品、生活基盤、システム等の開発を支援する観点から、個々の人間のレベルでの様々な行動を計測し、理解・蓄積することにより、人間と製品・環境の適合性を客観的に解析し、個々の人間の行動特性に製品・環境を適合させる基盤技術の研究開発を実施している。

※新SBIR制度：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、スタートアップ等による研究開発を促進し、その結果を円滑に社会実装することによって、我が国のイノベーション創出を促進する制度

# TOPICS(トピックス) (13)

## 障害者自立支援機器等開発促進事業 ～開発助成とニーズ・シーズマッチング交流会～

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
参考資料

厚生労働省では、障害のある人の自立や社会参加を支援する機器の実用的製品化を促すため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施している。この事業では、支援機器の開発を行う企業等に対する開発助成のほか、障害のある人のニーズ（要望）と支援機器に対する開発側のシーズ（技術）とのマッチング交流会を行っている。

### 【支援機器の開発に対する助成採択例】

#### 上肢欠損児の両手協調動作を促す訓練用の筋電義手と自助具

筋電義手を用いた小児に対する訓練件数は年々増加している一方で、訓練に使用する筋電義手は病院などの訓練施設側が用意している状況があり、初期投資額が大きく訓練が行える施設が限定されている。また、この筋電義手は輸入品に依存している現状を踏まえ、本事業において、訓練用途主体かつ国産で廉価な小児訓練用筋電義手の開発の取組を行った。さらに、日常生活において、筋電義手の使用を補助する自助具の製作を安定的・継続的にできる仕組みづくりの取組も実施した。



小児訓練用ハンド



シリコン製グローブ

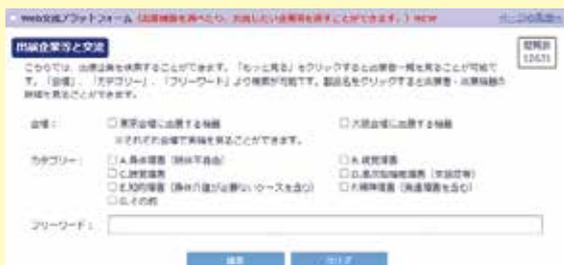
資料：令和3年度障害者自立支援機器等開発促進事業成果報告

### 【ニーズ・シーズマッチング交流会】

「ニーズ・シーズマッチング交流会」は2014年度から毎年開催されており、2023年度で10回目となる。開発に取り組む企業や研究者と、ニーズを持つ障害のある人やその支援者などが集まり、体験や交流を行うことで、ニーズを反映した支援機器の開発を促すことなどを目的としている。2023年度は、遠隔地からでも交流会に参加できるよう、Web開催と会場開催のハイブリッド開催となった。Web開催では、2023年10月から2024年1月まで4か月にわたり毎月新しいコンテンツを定期配信した。その他、基調講演、関係各所との共催イベントについても開催した。



2023年度交流会のチラシ



Web交流プラットフォーム



意見交換会、アドバイス支援の実施

資料：公益財団法人テクノエイド協会

#### (4) 標準化の推進

より優れた福祉用具の開発・普及を推進するためには、安全性を含めた品質向上、互換性の確保による生産の合理化、購入者への適切な情報提供に資する観点から、客観的な評価方法・基準の策定と標準化が不可欠である。このため、図表4-15のとおり、2023年度までに日本産業規格（JIS）を活用した福祉用具の標準化を推進した。

一方、障害のある人や高齢者等日常生活に何らかの不便さを感じている人々にも使いやすい設計とするためのアクセシブルデザインの推進について、様々な分野で関心が高まっている。そのため、2023年度までに、「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針（JIS Z8071）」を始め、48規格が制定されるなど、各原案作成団体からのニーズに応じて、アクセシブルデザインに関するJIS開発が行われている。

また、国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構（ISO）の福祉用具技術委員会（ISO/TC173）、義肢装具技術委員会（ISO/TC168）、人間工学技術委員会（ISO/TC159）、高齢社会技術委員会（ISO/TC314）及び包装技術委員会（ISO/TC122）に参加している。ISO/TC173/SC2（用語と分類）では幹事国を、TC173/SC7（アクセシブルデザイン）及びTC159/SC3（人体計測及び生体力学）では議長国及び幹事国を担っている。ISO/TC173では、歩行支援用具、車椅子、体位変換用具等について、各国の意見調整、規格原案検討を進めている。

■ 図表4-15 福祉用具JISの制定・改正・廃止状況

施策年度	施策内容
2008年度	移動・移乗支援用リフト関係5規格（JIS T9241-1～5）【制定】 車椅子用可搬形スロープ（JIS T9207）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
2009年度	入浴用製品3規格（JIS T9257～9259）【制定】 ハンドル形電動車椅子（JIS T9208）【制定】
2010年度	福祉用具－ポータブルトイレ（JIS T9261）【制定】 福祉用具－和式洋式変換便座（JIS T9262）【制定】 福祉関連機器用語【支援機器部門】（JIS T0102）【改正】
2011年度	福祉用具－入浴用いす（JIS T9260）【制定】 福祉用具－歩行補助具－歩行器（JIS T9264）【制定】 福祉用具－歩行補助具－エルボークラッチ（JIS T9266）【制定】
2012年度	福祉用具－歩行補助具－歩行車（JIS T9265）【制定】 福祉用具－補高便座（JIS T9268）【制定】 福祉用具－ベッド用テーブル（JIS T9269）【制定】
2015年度	福祉関連機器用語－義肢・装具部門（JIS T0101）【改正】 車椅子用可搬形スロープ（JIS T9207）【改正】 移動・移乗支援用リフト関係2規格（JIS T9241-1,4）【廃止】 移動・移乗支援用リフト関係3規格（JIS T9241-2,3,5）【改正】 移動・移乗支援用リフト関係2規格（JIS T9241-6,7）【制定】 福祉用具－車椅子用クッション（JIS T9271）【制定】 福祉用具－車椅子用テーブル（JIS T9272）【制定】 福祉用具－体位変換用具（JIS T9275）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
2016年度	在宅用床ずれ防止用具3規格（JIS T9256-1,2,3）【改正】 福祉用具－据置形手すり（JIS T9281）【制定】 ハンドル形電動車椅子（JIS T9208）【改正】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】 病院用ベッド（JIS T9205）【改正】 手動車椅子（JIS T9201）【改正】 電動車椅子（JIS T9203）【改正】 福祉用具－歩行補助具－シルバーカー（JIS T9263）【制定】
2017年度	福祉用具－固定形手すり（JIS T9282）【制定】 福祉用具－留置形手すり（JIS T9283）【制定】 電動6輪車椅子の試験方法（JIS T9209）【制定】
2019年度	福祉用具－歩行補助具－歩行車（JIS T9265）【改正】
2020年度	福祉用具－歩行補助具－多脚つえ（JIS T9267）【制定】 馬乗り形電動車椅子－安全要求事項（JIS T9210）【制定】
2021年度	車椅子用可搬形スロープ（JIS T9207）【改正】
2023年度	福祉用具－車椅子けん引装置（JIS T9273）【制定】

資料：経済産業省

## 7. サービスの質の向上

### (1) 障害福祉人材の処遇改善

障害福祉サービス等利用者の障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に応じたきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材の確保策を講じていく必要がある。

このため、2012年度の報酬改定において、「福祉・介護職員処遇改善加算」を創設し、2015年度の報酬改定において、職員1人当たり月額平均1.2万円相当の処遇改善を行ったことに加え、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づき、2017年度の報酬改定において、競合他産業との賃金差がなくなるよう、職員のキャリアアップの仕組みを構築した事業所について職員1人当たり月額平均1万円相当の処遇改善を行ってきたところである。

また、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2019年10月の報酬改定において、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行った。

さらに、2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、2022年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額平均0.9万円相当）引き上げるための措置を行うとともに、この措置が一時的なものとならないよう、2022年10月以降について臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続した。

そして、2023年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、2024年2月から5月までの間、収入を2%程度（月額平均0.6万円相当）引き上げるための措置を行うとともに、2024年度の報酬改定においては、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）を創設し、障害福祉の現場で働く方々にとって、2024年度に2.5%、2025年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととされた。

# TOPICS(トピックス) (14)

## 共生社会等に関する基本理念等の普及啓発について

厚生労働省では、2018年度から「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」を実施している。この事業は、2016年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した殺傷事件<sup>(※)</sup>を踏まえ、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」の共通の目的である「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」等について、障害福祉従事者等が改めて学び、それを実践につなげていくことを目的とした研修を実施している。

共生社会等に関する基本理念等の普及啓発に向けた広報のため、2023年度は「共生社会フォーラム」を全国3か所で開催した。このフォーラムは、誰でも参加できる一般向けプログラムと障害福祉従事者等を対象とした研修プログラムの2部構成となっている。

厚生労働省としては、障害福祉従事者等が、共生社会の理念を理解し、障害のある人やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、今後も研修の実施等を進めていくこととしている。

(※) 2016年7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」に元施設職員の男が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19人が死亡、26人が負傷した事件。



表現活動「楓葉の会 ファッションショー」(沖縄会場)



企業向け研修の様子(高知会場)

資料：厚生労働省



グループワーク研修の様子(埼玉会場)

開催地及び開催年月

2021年度		2022年度		2023年度	
北海道	2021年10月	静岡県	2022年9月	埼玉県	2023年8月
群馬県	2021年11月	滋賀県	2022年11月	高知県	2023年12月
熊本県	2021年11月	広島県	2022年12月	沖縄県	2024年2月
滋賀県	2021年12月	福島県	2022年12月		
		佐賀県	2023年1月		

## (2) 第三者評価事業

利用者に質の高いサービスを提供する取組を継続的に行うための目安として、2000年6月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」を作成し、障害者・児施設等による自己評価を実施している。

第三者評価事業については、事業の更なる普及・定着を図るため、2004年5月に、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知し、2018年3月に評価の質の向上と一層の受審促進が図られるよう見直した。これを受け、2020年3月には、障害者・児福祉サービス固有の状況を踏まえた評価が適切に実施されるよう、障害者・児福祉サービスに係る共通評価基準及び内容評価基準等についても、見直しを行っている。

## (3) 障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

このため、2016年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、施設や事業者が事業の内容等を都道府県知事へ報告し、報告を受けた都道府県知事がこれを公表する仕組みである「障害福祉サービス等情報公表制度」を創設し、2018年9月末より、独立行政法人福祉医療機構において、障害福祉サービス等事業所情報を公表している。

【独立行政法人福祉医療機構：<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>】

## 8. 専門職種の養成・確保

### (1) 福祉専門職

福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」に基づき、社会福祉事業等従事者に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉事業等従事者確保の対策が進められている。

#### ア 社会福祉士、介護福祉士

身体上、精神上の障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、専門的知識及び技術を持って福祉に関する相談援助を行う社会福祉士については、資格登録者数は299,408人（2024年3月末）、専門的知識及び技術を持って心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含む。）や介護指導を行う介護福祉士については、資格登録者数は1,941,748人（2024年3月末）を数えることとなった。

#### イ 精神保健福祉士

精神障害のある人の社会復帰に関する相談・援助を行う精神保健福祉士を国家資格化する「精神保健福祉士法」（平成9年法律第131号）が1997年12月に成立し、1998年4月から施行された。1998年以降、精神保健福祉士は着実に養成されており、資格登録者数は106,962人（2024年3月末）を数えることとなった。

■ 図表4-16 福祉専門職の資格登録者（2024年3月末）

社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士
299,408人	1,941,748人	106,962人

注：資格登録者の数は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター調べ。  
資料：厚生労働省

**(2) リハビリテーション等従事者**

高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、リハビリテーション等の必要性、重要性が一層増してきている。そのため、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていくことが重要である。

**ア 理学療法士、作業療法士**

理学療法士及び作業療法士は、身体や精神に障害のある人々に対し、基本的動作能力・応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法を行う専門職である。2023年12月末の資格登録者数は、理学療法士は213,610人、作業療法士は113,830人となっている。

**イ 視能訓練士、義肢装具士**

視能訓練士は、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門職であり、義肢装具士は、義肢・装具の装着部位の採型並びに製作及び身体への適合を行う専門職である。2023年12月末の資格登録者数は、視能訓練士は19,350人、義肢装具士は6,125人となっている。

**ウ 言語聴覚士**

言語聴覚士は、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人々に対し、リハビリテーション等を行う専門職である。2023年12月末の資格登録者数は39,860人となっている。

**エ 公認心理師**

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助等を行う専門職である。2023年12月末の資格登録者数は71,821人となっている。

■ 図表4-17 リハビリテーション等従事者の資格登録者（2023年12月末）

理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	言語聴覚士	公認心理師
213,610人	113,830人	19,350人	6,125人	39,860人	71,821人

資料：厚生労働省

**(3) 国立専門機関等の活用**

国立障害者リハビリテーションセンター学院において、障害のある人のリハビリテーション・福祉に従事する専門職を養成する6学科を設置するとともに、現に従事している各種専門職に対して、知識・技術向上のための研修を実施している。

養成部門では、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害及び摂食嚥下障害のリハビリテーションを専門とする言語聴覚士を養成する言語聴覚学科、義肢装具の製作適合に従事する義肢装具士を養成する義肢装具学科、視覚障害のある人の生活訓練を専門とする技術者を養成する視覚障害学科、聴覚障害のある人のコミュニケーションに関わる手話通訳士を養成する手話通訳学科、障害のある人々の健康づくりのための運動・スポーツ及び体育の指導を専門とする技術者を養成するリハビリテーション体育学科、医療・福祉・教育現場において、知的障害や発達障害のある児（者）の支援に携わる専門職を養成する児童指導員科（発達障害支援者養成）を設置している。

また、研修部門では、医療機関や地方公共団体、民間福祉施設などの専門職に対し、年間30を超えるリハビリテーション関連研修会及び知的障害・発達障害関連研修会を実施し、社会的ニーズに対応した人材、各専門職のリーダー等の指導的役割を担う人材を育成している。

このほか、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局において、地域ボランティアや住民を対象とした研修会や福祉教育の一環として教員や小中学生を対象に行われる障害のある人に対する正しい理解と知識や援助方法の習得を目的とした講習会等を行っている。